

## 令和4年度結城市農業経営収入保険加入促進支援金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、自然災害、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響その他農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少に備えるため、全国農業共済組合連合会と業務委託契約を締結する茨城県西農業共済組合（以下「共済組合」という。）が取り扱う農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）の加入者が負担する保険料について、収入保険への加入促進及び農業者負担の軽減を目的として、予算の範囲内において、令和4年度結城市農業経営収入保険加入促進支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 支援金の交付対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす個人及び法人とする。

- (1) 市内に住所を有する個人又は市内に本店若しくは主たる事務所を有する法人であること。
- (2) 令和4年3月1日から令和5年2月1日までの間に保険期間が始まる収入保険に加入しており、当該契約に係る第3条第1項に規定する農家負担保険料の初回分が納入済であること。
- (3) 翌年度以降も収入保険加入の意思があること。
- (4) 結城市暴力団排除条例（平成24年結城市条例第3号）第2条第1号から第3号までに規定するものに該当せず、将来においても該当しないこと。
- (5) 市税等（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。）の滞納がないこと。
- (6) 第6条に規定する審査に当たり、市長が市税等の収納状況その他必要な事項について調査を行うこと及び共済組合が市長に情報を提供することに同意があること。

(対象経費等)

第3条 支援金の交付対象となる経費は、当該収入保険契約の保険期間開始日時点の保険料のうち支援対象者が負担すべき保険料（付加保険料を含む。）（以下「農家負担保険料」という。）とする。

- 2 支援金の額は、農家負担保険料の2分の1とし、上限を3万円とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請等の委任)

第4条 支援金の交付を受けようとする支援対象者は、支援金に係る交付申請及び請求に関する権限を共済組合に委任するものとする。ただし、支援金の交付は、支援対象者が直接受けるものとする。

- 2 共済組合は、前項の規定による委任を受けるときは、支援対象者から委任状兼誓約書（様式第1号）を徴するものとする。

(交付申請)

第5条 前条第1項の規定により委任を受けた共済組合は、令和4年度結城市農業経営収入保険加入促進支援金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請

しなければならない。

- (1) 委任状兼誓約書（様式第1号）
  - (2) 支援対象者の収入保険加入状況、口座情報等が確認できるもの
  - (3) その他市長が必要と認めるもの
- （交付決定通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請の内容を審査し、適当と認めるときは、令和4年度結城市農業経営収入保険加入促進支援金交付決定通知書（様式第3号）により共済組合に通知するものとする。

（交付請求）

第7条 共済組合は、前条の規定による通知を受けたときは、令和4年度結城市農業経営収入保険加入促進支援金交付請求書（様式第4号）により市長に支援金の交付を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求に係る支援対象者（以下「支援決定者」という。）に支援金を交付するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による交付をするときは、支援決定者に対しその旨を通知するものとする。

（支援金の返還等）

第8条 市長は、支援決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 収入保険の保険料の未納等により被保険者でなくなったとき（死亡の場合又は保険契約に係る農業経営の全部を承継させた場合を除く。）。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が支援金の交付を適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金を交付しているときは、令和4年度結城市農業経営収入保険加入促進支援金返還届（様式第5号）を支援決定者に提出させ、当該支援金を返還させるものとする。

（状況報告）

第9条 市長は、支援金の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、共済組合に対して、支援決定者の収入保険の状況に関し、報告を求めることができる。

（補則）

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要項は、令和4年11月9日から施行し、令和4年4月1日から適用する。